

岩手県企業局管理規程第5号

企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

岩手県企業局長 中 里 裕 美

企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

企業局電気工作物保安規程（昭和61年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前						
目次						
第 1 章～第 7 章　〔略〕						
附則						
（使用前自己確認の結果の記録及び保存）						
第22条　〔略〕						
別表第 3 （第12条関係）						
定期的な巡視、点検及び検査の基準						
設備別	巡　視		点検及び検査			備　考
	機器設備	頻　度	機器設備	項　目	頻　度	
	水路工作物発電電設備	〔略〕	〔略〕 水路	〔略〕 内部点検 〔略〕	〔略〕 5 年に 1 回（注 2） 〔略〕	
	電気工作物（水路工作物を除く。）	〔略〕				（注 1）巡視に代わる監視装置が設置され

改正後							
目次							
第 1 章～第 7 章　〔略〕							
<u>第 8 章　サイバーセキュリティの確保（第23条）</u>							
附則							
（使用前自己確認の結果の記録及び保存）							
第22条　〔略〕							
<u>第 8 章　サイバーセキュリティの確保</u>							
<u>第23条　管理職員は、電気工作物の運転を管理する電子計算機について、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第 2 条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保のための措置を講じるものとする。</u>							
<u>2　サイバーセキュリティの確保のための措置については、別表第 4 に掲げる細則によるものとする。</u>							
別表第 3 （第12条関係）							
定期的な巡視、点検及び検査の基準							
設備別	巡　視		点検及び検査			備　考	
	機器設備	頻　度	機器設備	項　目	頻　度		
	水路工作物発電電設備	〔略〕	〔略〕 水路	〔略〕 内部点検 〔略〕	〔略〕 6 年に 1 回（注 2） 〔略〕		
	電気工作物（水路工作物を除く。）	〔略〕				（注 1）巡視に代わる監視装置が設置され	

てい
る 発
電 所
等 で
あ っ
て 電
気 工
作 物
の 損
壊 が
発 生
し て
も 第
三 者
に 影
響 を
与 え
る お
そ れ
が な
い と
認 め
ら れ
る 箇
所 の
場 合
は 、
別 に
定 め
る。

[略]

(注 3) 水
質 条

てい
る 発
電 所
及 び
無 保
守 を
前 提
と し
た 小
水 力
発 電
所 で
あ っ
て 電
気 工
作 物
の 損
壊 が
発 生
し て
も 第
三 者
に 影
響 を
与 え
る お
そ れ
が な
い と
認 め
ら れ
る 箇
所 の
場 合
は 、
別 に
定 め
る。

[略]

(注 3) 15
年 に

						<u>1 回</u> <u>を 限</u> <u>度 と</u> <u>し、</u> 水 質 条 件 、 材 質 等 <u>に よ</u> <u>り、</u> 発 電 所 ご と に 別 に 定 め る。					件、 材 質 及 び 点 検 実 績 等 に 応 じ て、 点 検 の 頻 度 を 増 加 さ せ 、 又 は 減 少 さ せ る こ と が で き る 。	
						[略]						[略]
[略]												
送 電 設 備	[略]	支持物 及び電 線	外観点 検（鉄 塔及び 鉄柱線 路） 外部点 検（木 柱、コ ンクリ ート柱 及びパ ンザ線 路） 不良懸 垂がい し検出	[略]	（注 1） 鉄 塔 線 路 に つ い て は 、 6 月 に 1 回 を 限 度 と し て 減 少 さ せ る こ と が で き る。		送 電 設 備	[略]	支持物 及び電 線	外観点 検（鉄 塔及び 鉄柱） 外部点 検（木 柱、コ ンクリ ート柱 及びパ ンザー マスト ） 不良が いし検 出	[略]	（注 1） 鉄 塔 の 電 線 路 に つ い て は 、 6 月 に 1 回 を 限 度 と し て 減 少 さ せ る こ と が で き る。
		がいし [略]	[略]						がいし [略]	[略]		

					[略]
[略]					
電力 用保 安通 信設 備	[略]	通信線 路及び 搬送装 置	測定試 験	3年に 1回	
		<u>無線装 置</u>	<u>測定試 験</u>	<u>5年に 1回</u>	
需 要 設 備	[略]	主要機 器 <u>電路</u>	[略] 測定試 験 <u>測定試 験</u>	[略] 4年に 1回 <u>2年に 1回</u>	[略]

[略]
別表第4（第12条、第14条、第15条、第19条関係）

細則一覧表

項 目	規 程
[略]	[略]
記録に関するもの	
ダムの操作に関するもの	[略]

					[略]
[略]					
電力 用保 安通 信設 備	[略]	通信線 路及び 搬送装 置 <u>無線装 置</u>	測定試 験 <u>測定試 験</u>	3年に 1回 <u>5年に 1回</u>	
		主要機 器	[略] 測定試 験	[略] 4年に 1回	[略]

[略]
別表第4（第12条、第14条、第15条、第19条、第23条関係）

細則一覧表

項 目	細 則
[略]	[略]
記録に関するもの	
<u>サイバーセキュリティの 確保に関するもの</u>	<u>水力発電所保守要則</u> <u>風力発電所保守要則</u> <u>太陽電池発電所保守要則</u> <u>工業用水道施設維持管理要領</u>
ダムの操作に関するもの	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。